

家庭の日

毎月
第3日曜日



福祉だより

九月三十日限り 扶助料の請求は お早く

昭和三十六年十月から、つぎの加算を加えて十二年になる方(準士官以上は十三年)は遺族(妻、子、父母、祖父母)があれば、軍人恩給公務扶助料請求ができることになっていきます。この請求は、昭和四十三年九月三十日までで、その後は請求権がなくなります。未請求の方は、至急福祉事務所まで請求してください。

○加算地域
1 戦地勤務(主として南方地)

- 2 動乱地(主として支那地域) 一月につき二月
- 3 国境警備(主としてソ連の国境地域) 一月につき二月
- 4 外国守備(主として満洲) 一月につき二月
- 5 在勤地(台湾、朝鮮、関東洲) 一月につき半月

正しい計量で 明るい毎日を

六月七日は計量記念日です。正しい計量で正しい買い物、そして正しい商品取引で明日への生活を豊かにしようではありませんか。

一円でも安くよい物をと、店から店へさがし歩き、せっかく買い求めた品物が、量目がたりなかったという例があります。商店も買う人も計量器の量目がまちがっていることに気付かない場合がありますので、買い物をするときは、商店で品物をはかる前に、はかりの状態(水平零点)に注意し、正しい買い物をするよう心がけましょう。

市では、毎年計量器の定期検査を行ない、正確な計量器には「定期検査合格」というマーク

を、みやすいところにはりつけますから、この合格証のあるはかりで買物をするよう心掛けてください。

なお、計量法の改正により、今年度から定期検査を受ける方は検査手数料を栃木県収入証紙で納めていただくことになりました。

今月の心配ごと相談

こんなことを聞いては……など気にせず、お気軽においでください。

7日	小来川支所
14日	清滝公民館
21日	日光公会堂

(人権行政合同)

時間 10時～3時まで
(主催 民生委員協議会)



定期検査日程

6月24日	市役所小来川支所
25日	日光市場
26日	日光公会堂
27日	清滝公民館
28日	市役所中宮祠出張所
28日	湯元ビジターセンター

〔注〕検査受付時間は午前九時から午後三時まで
ただし中宮祠は、午前九時から正午まで
湯元は、午後一時から三時まで

今月の納税

市・県民税 第1期 <7月1日限り>



商業統計調査にご協力ください

商業統計調査は、2年に1度全国の商店について行なわれる国の重要な統計調査のひとつです。調査は7月1日現在で行なわれ、今月下旬に知事から任命された調査員が、各商店にお伺いしますが、調査の個々の内容は絶対に秘密にされ、徴税など統計調査以外の目的に使用されることは法律で禁じられています。調査票には正しい記入をされるようご協力ください。

鉄道妨害防止運動 6月1日～30日

鉄道妨害とは、線路の上に物や石を置いたり、踏切事故などで列車の運転に支障を与えることです。

- 線路の中の遊びはキケンです。
- レールの上に石や釘を置いて、列車にひかせることはやめましょう。
- 踏切では一時止って、左右をよくみてから渡ってください。

くみとり日と業者がかわります 東町・西町地区 7月1日から

東町地区

- 稻荷町1・2・3、上・中・下鉢石、石屋町…月、火、水曜日
- 御幸、松原、相生町…木、金曜日
- 東和、若杉、宝殿…土曜日
汲取業者は丸通(電話4-0013)

西町地区

- 安良沢町…月、火曜日
- 板挽、大工、四軒、田母沢…水曜日
- 安川、本町、袋町…木曜日
- 西参道、山内、下河原…金曜日
- 花石、久次良町…土曜日
汲取業者は日光清掃社(電話4-0411)

※各地区とも日曜日は予備の日です。